

宇治市第5次防犯推進計画

令和8年3月

宇治市

はじめに



誰もが住み慣れた地域で、安全で安心して生活できることは、私たち宇治市民の共通の願いです。

宇治市では、平成 16 年施行の「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき、平成 18 年に「宇治市防犯推進計画」を策定して以来、小学校区ごとの安全管理団体の組織化や地域見守り活動の定着を図ってまいりました。また、令和 3 年策定の第 4 次計画から本計画を「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」、「宇治市犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等の支援施策を策定する計画としても位置付け、市民や事業者の皆様、関係機関等と連携した取組を推進してまいりました。

こうした背景のもと、「宇治市第 5 次防犯推進計画」では、これまでの取組を継承しつつ新たな課題にも適切に対応するため、「安全で安心して生活できるまちづくりの推進」、「再犯防止施策の推進」、「犯罪被害者等に対する支援の充実」の三つの柱を軸に施策を展開してまいります。

まず、「安全で安心して生活できるまちづくりの推進」にあたりましては、警察をはじめとする関係機関と緊密に連携して啓発活動を強化するとともに、防犯カメラの設置等を通じて地域を見守る力の底上げを図ってまいります。あわせて、日常生活の中で無理なく周囲に目を配る「ながら防犯」の輪を広げ、犯罪の起きにくい地域づくりを進めてまいります。

次に、「再犯防止施策の推進」にあたりましては、犯罪等をした人が社会で孤立することなく社会復帰できるよう、更生保護について理解を深めることが再犯防止につながる確かな支えとなります。関係機関と連携して立ち直りを支える体制を構築し、誰一人取り残さない社会の実現を目指してまいります。

また、犯罪被害に遭われた方に寄り添う「犯罪被害者等に対する支援の充実」にあたりましては、平成 22 年 4 月に施行した「宇治市犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関と緊密に連携し、被害に遭われた方やそのご家族が平穏な生活を取り戻せるよう、相談体制の充実を図るとともに、切れ目のないネットワークを構築してまいります。

本計画の推進にあたりましては、地域住民、事業者、地域団体、民間ボランティア、企業、大学など多様なコミュニティが連携し、「地域の絆」を深め、犯罪や非行の起きにくいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「宇治市防犯推進計画改定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様へ心から感謝を申し上げます。

令和 8 年 3 月

宇治市長 松村 淳子

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画改定の背景	1
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の方向性	5
4. 計画期間	5
第2章 施策の推進	6
1. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進	8
【施策1】多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり	8
【施策2】子どもの安全の確保	11
【施策3】少年の非行・犯罪被害等の予防	13
【施策4】特殊詐欺被害防止の強化	14
2. 再犯防止施策の推進	15
【施策1】互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり	15
【施策2】非行少年等への支援	17
【施策3】関係機関等と連携した適切な支援	19
3. 犯罪被害者等に対する支援の充実	21
【施策1】総合的かつ継続的な支援の充実	21
【施策2】関係機関と連携した取組の推進	23
【施策3】犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成	24
第3章 計画の推進	25
1. 計画推進の基本方針	25
2. 計画の推進体制と連携の強化	25
3. 計画の推進のための方策	26
4. 計画の進行管理	26
5. 計画の実効性を高めるための見直し	27

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画改定の背景

本市では、地域における犯罪を未然に防止するため、市民、事業者、本市及び関係機関等が果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の安全を確保するための施策を推進することにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに資することを目的とした「宇治市安全・安心まちづくり条例」(以下「条例」という。)を平成16年4月1日に施行しました。

「宇治市防犯推進計画」は、この条例に基づき、本市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18年4月に策定、前回は令和3年度から7年度までを計画期間として改定し、この計画を具体化するための取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎え、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化や市民ニーズに対応し、本計画を改定するものです。

(1) 犯罪等に関する社会情勢の変化

① 犯罪等の情勢

全国における刑法犯認知件数の総数については、平成15年から令和3年まで一貫して減少してきましたが、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和の影響等により令和4年から3年連続で前年を上回り、令和6年は約74万件となりました。京都府においても、令和4年から増加傾向に転じ、令和6年には12,059件となっています。

本市においても、全国・京都府と同様の傾向にあり、宇治市における刑法犯認知件数は、令和3年には481件まで減少しましたが、令和6年では621件となっています。

② 犯罪等をめぐる社会情勢

近年、少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加といった社会構造の変化が進行しています。これらにより、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近隣住民との交流が減少し、地域社会における人間関係の希薄化や連帯感が低下しているため、地域が従来持っていた相互の見守りや助け合いといった防犯力が低下している状況があります。

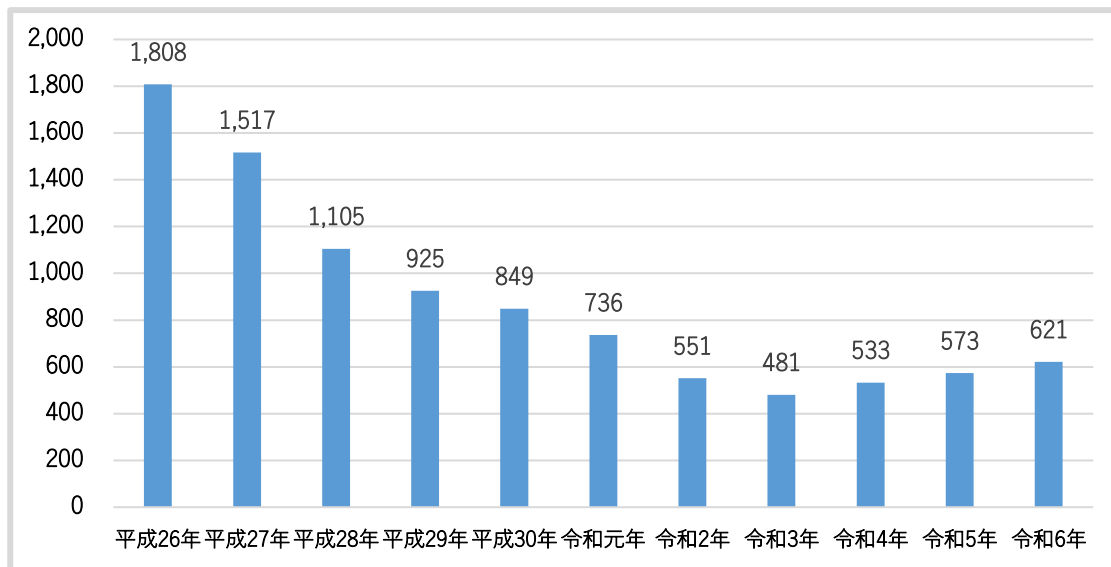
また、インターネットやスマートフォン等が日常生活に必要な社会基盤として定着する一方で、SNS等を利用した犯罪の手口が多様化・巧妙化しており、特殊詐欺被害が深刻化するとともに、青少年が性犯罪やいじめ、いわゆる闇バイトに巻き込まれる事案が増加しており、大きな社会問題となっています。

こうした情勢の中で、安全で安心して生活できるまちづくりを推進するためには、行政機関だけでなく、地域住民、事業者、地域団体、民間ボランティアなどに加え、企業や大学など多様なコミュニティが連携する取組が必要となっています。

③ 本市の状況

本市における刑法犯認知件数は全国や京都府と同様に減少傾向にありましたが、令和4年から増加に転じ、令和6年には621件と第4次防犯推進計画を策定した令和3年から140件の増加となっています。

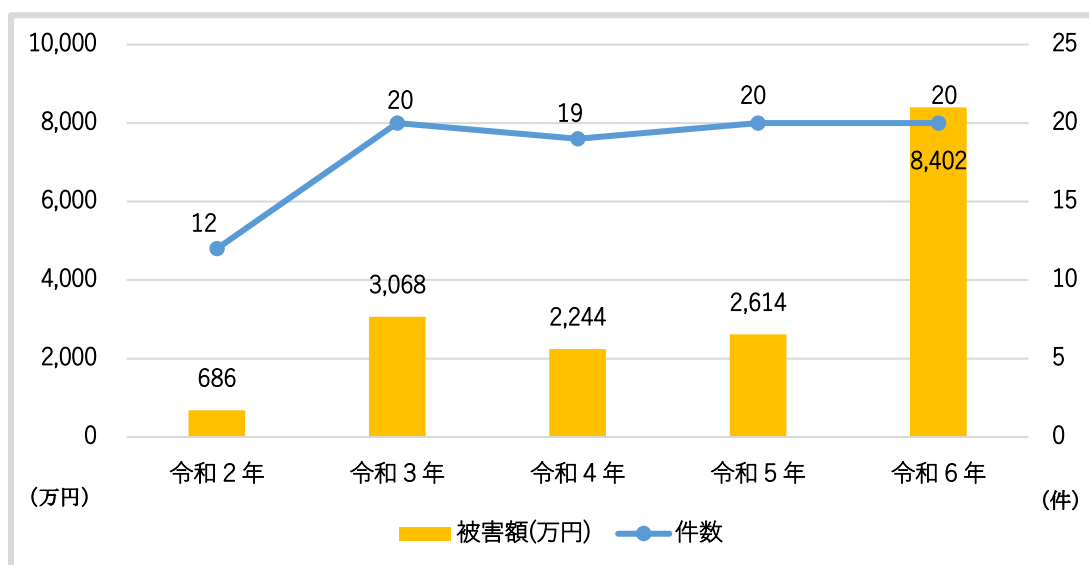
< 宇治市内の刑法犯認知件数の推移 >



京都府警察提供資料に基づき作成

近年、特殊詐欺の被害額が大幅に増加しており、被害額は令和2年には686万円であったものが、令和6年には8,402万円と急激に増加しています。また、手口も巧妙化・多様化しており、高齢者を中心に被害が発生しています。

< 宇治警察署管内の特殊詐欺被害の推移 >



京都府警察提供資料に基づき作成

④ 本市の考え方

本市では、平成15年12月に市内小学校において、また平成17年12月には市内学習塾において、児童が被害者となる痛ましい事件が起きたことを契機として、子どもや地域の見守り活動等を行う安全管理団体が全ての市内小学校区に設置されています。

安全管理団体に代表される防犯ボランティアの積極的な防犯活動に加え、防犯カメラの設置や「ながら」防犯パトロールの推進のほか、犯罪情勢を捉えた情報発信など、社会が一体となって防犯対策に取り組んでいることが、本市の地域防犯力の向上に効果を発揮しています。

しかしながら、地域防犯活動はメンバーの高齢化による減少や固定化等からの担い手不足という課題を抱えています。幅広い世代の防犯活動への参加や多様なコミュニティとの連携により、様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが必要と考えています。

(2) 再犯防止に関する状況

① 再犯防止に関する情勢

再犯防止の推進には、犯罪等をした人が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国、地方公共団体、民間協力者が一体となって実施することが必要となることから、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国の責務（再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務）等が規定されました。これに基づき、平成29年12月には国の責務を具体化する「再犯防止推進計画」が策定され、より実効性のある取組を推進するため、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

全国における刑法犯により検挙された再犯者数は平成18年をピークに減少傾向が続いていましたが、令和5年に増加に転じ、86,099人となりました。また、初犯者数については、97,170人となっています。一方、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年から3年連続で低下し、令和5年には47.0%となりました（法務省「令和6年版犯罪白書」、警察庁「令和6年の犯罪情勢」より）。宇治警察署管内における再犯者率は、令和2年から令和6年にかけて、50%を超える割合で推移しています（近畿矯正管区による集計に基づく）。

また、全国における刑務所出所者等の2年以内再入率（出所等した年を含む2年間ににおける刑務所等への再入所する者の割合）については、減少傾向が続いており、令和4年の出所者では13.0%となっています（法務省「令和6年版再犯防止推進白書」より）。

② 本市の考え方

本市においては、これまでから保護司会をはじめとする関係機関・団体との連携により再犯防止に関する施策を推進してきました。

再犯の防止は、「安全で安心して生活できるまちづくりの推進」に向けた不可欠な取組であるとともに、犯罪等をした人が地域社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として立ち直ることができるよう、再犯防止に関する施策のより一層の推

進が求められており、誰一人取り残さない共生社会の実現を目指すうえで、重要な課題であると考えています。

(3) 犯罪被害者等支援に関する状況

① 犯罪被害者等に関する社会情勢

様々な犯罪の発生により、社会に生きる誰もが犯罪被害に遭う可能性があり、犯罪被害者等となるおそれがあります。このような状況を踏まえ、平成16年12月には「犯罪被害者等基本法」が制定されました。これに基づき、平成17年12月に策定された「犯罪被害者等基本計画」は、おおむね5年ごとの見直しを経て、令和3年3月には、「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、犯罪被害者等に対し継ぎ目のない中長期的な支援を実施するため、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が相互に連携・協力し、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制の構築を重点の一つとしています。

② 本市の考え方

本市においては、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を平成22年4月1日に施行し、犯罪被害者等見舞金の給付やホンデリングプロジェクトの実施など犯罪被害者等や関係団体に対する支援を行ってきました。引き続き、犯罪被害者等に対する社会の理解を深め、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、社会全体で支える機運の醸成と、様々な関係機関・団体等が連携・協働して、総合的かつ継続的な支援を行う必要があると考えています。

2. 計画の位置付け

(1) 「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づく計画

「宇治市安全・安心まちづくり条例」第5条に基づき、犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって、安全で安心して生活できるまちづくりを総合的に推進するため、「宇治市第5次防犯推進計画」を策定します。

(2) 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画

本計画における「再犯防止施策の推進」については、犯罪等をした人が社会において孤立することなく市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることに向けて、本市における再犯防止に係る現状や課題等を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けています。

(3) 「宇治市犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等の支援施策を策定する計画

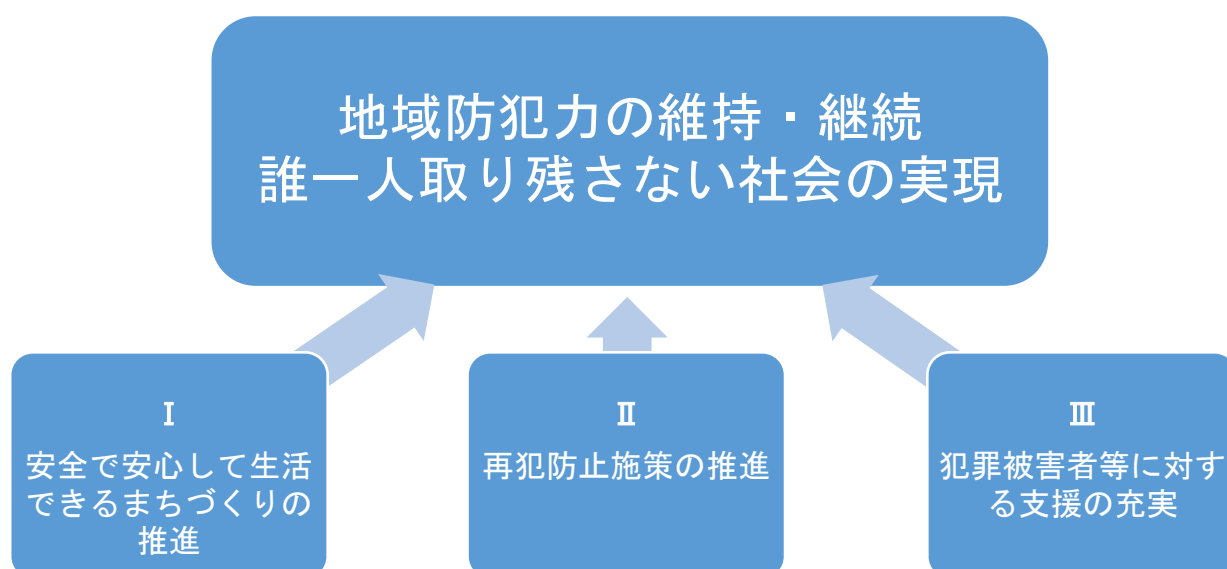
宇治市犯罪被害者等支援条例第4条において、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施すると本市の責務を定めています。犯罪の被害に遭われた方等が、被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、「宇治市第5次防犯推進計画」に「犯罪被害者等の支援」の施策を定めます。

3. 計画の方向性

「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」を計画の方向性として定め、次の3つの施策を柱として施策を具体化し、関係機関等と連携して、総合的に取組を進めます。

- I 市民一人ひとりが子どもの安全を原点とし、「地域の安全は地域で守る」という意識を持って積み重ねてきた地域防犯活動による「安全で安心して生活できるまちづくりの推進」
- II 周囲の理解と孤立することのない社会復帰に向けた支援による「再犯防止施策の推進」
- III 総合的かつ継続的な支援と社会全体で支える機運の醸成に向けた「犯罪被害者等に対する支援の充実」

≪計画の方向性のイメージ図≫



4. 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

第2章 施策の推進

1. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進

【施策1】 多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり

- ① 安全・安心まちづくり推進会議の開催
- ② 見守り活動を継続・推進するためのサポート
- ③ 青色防犯パトロールによる広範囲な防犯活動
- ④ 「ながら」防犯パトロールによる日常的な見守りの推進
- ⑤ 企業や大学等との連携による防犯活動の促進
- ⑥ 広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催
- ⑦ 防犯関係情報の効果的な発信
- ⑧ 防犯カメラの設置や設置補助
- ⑨ 管理不全な空き家等への対応

【施策2】 子どもの安全の確保

- ① 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援
- ② 子ども見守りボランティアへの支援
- ③ 地域で子どもを見守るための取組
- ④ 「こども110番のいえ」の設置の促進
- ⑤ 地域安全マップの推進

【施策3】 少年の非行・犯罪被害等の予防

- ① 犯罪に巻き込まれないための広報啓発
- ② 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催
- ③ 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催

【施策4】 特殊詐欺被害防止の強化

- ① 最新の手口への対策と被害防止のための広報啓発
- ② 消費生活講座や防犯講演会等の開催
- ③ 関係機関や事業者等との連携

2. 再犯防止施策の推進

【施策1】互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり

- ① 保護司会等の活動への支援
- ② 職員研修や講演会の実施
- ③ 関心と理解を深めるための広報啓発活動

【施策2】非行少年等への支援

- ① 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】
- ② 宇治・久御山児童・生徒補導連絡会等の開催
- ③ スクールカウンセラー及びまなび生活アドバイザーの配置
- ④ 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】

【施策3】関係機関等と連携した適切な支援

- ① 関係機関と連携した安定した就労のための支援
- ② 関係機関と連携した住まいと生活のための支援
- ③ 支援につなげるための施策の広報
- ④ 刑事司法関係機関や保護司会等との連携強化

3. 犯罪被害者等に対する支援の充実

【施策1】総合的かつ継続的な支援の充実

- ① ワンストップ窓口としての支援
- ② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者への対応
- ③ 犯罪被害者等への見舞金の支給
- ④ 公営住宅の優先入居募集の広報

【施策2】関係機関と連携した取組の推進

- ① (公社) 京都犯罪被害者支援センターとの連携強化
- ② 関係機関との連携
- ③ ホンデリングプロジェクトの実施

【施策3】犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成

- ① 犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発
- ② 各種相談窓口・支援窓口の周知広報

1. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進

【基本目標】

市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、市民、事業者、行政及び関係機関、そして多様なコミュニティが一体となって、子どもたちを見守り、犯罪や非行が起きにくい地域づくりを推進します。

【施策1】多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり

(1) 現状と課題

市内の全ての小学校区に設置された安全管理団体や防犯ボランティアが中心となり、子どもたちや地域全体を見守る活動が積極的に行われており、地域の防犯力の向上と犯罪の抑止に効果を上げています。

しかしながら、活動を支えるメンバーの高齢化が進み、活動に参加する人が固定化されるなど、新たな担い手を見つけることが難しくなっています。そのため、地域ごとの防犯活動で培われた貴重な経験やノウハウを継承したり、より効果的な活動へと発展させたりすることが難しいという課題もあります。

(2) 具体的取組

地域防犯力は地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、安全管理団体や防犯ボランティアによる地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、府民協働防犯ステーションや企業、大学など多様なコミュニティと連携した新たな視点による自主防犯活動の促進や情報発信等により、これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するための取組を推進します。

① 安全・安心まちづくり推進会議の開催

市内各小学校区の安全管理団体、防犯協会、防犯推進委員連絡協議会などの防犯関係団体と行政が連携し、「安全・安心まちづくり推進会議」を定期的に開催しています。

各地域で長年培われてきた子どもたちの見守り活動のノウハウや、最新の防犯情報等を共有し、それぞれの団体が抱える課題の解決につなげていきます。

② 見守り活動を継続・推進するためのサポート

地域の安全管理団体が、それぞれの特性を活かして行っている防犯活動を活発にし、継続的に展開できるよう、補助金を交付するほか、情報提供やノウハウの共有、他団体との連携促進など、地域全体で子どもたちを見守る「安全・安心の輪」がさらに広がるようサポートします。

また、京都府が実施する活動用資機材の整備支援を積極的に広報し、物資面で必要なサポートが受けられるよう促すことにより、地域防犯力のさらなる向上を目指します。加えて、地域での防犯活動を推進するため、関連する表彰制度への推薦を積極的に行います。

③ 青色防犯パトロールによる広範囲な防犯活動

青色防犯パトロールは、青い回転灯を装備した車両で地域を巡回することで、その視覚的な効果によって犯罪を抑止し、子どもたちの安全確保や、地域全体の安心感向上を目指すものです。地域や団体等と連携しながら、地域全体で目を光らせることで、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。

本市では、青色防犯パトロール車を 13 台登録しており（令和 7 年 1 1 月末時点）、これらの車は、普段から定期的に地域を巡回するだけでなく、刃物を持った不審者がいるといった緊急時には、速やかに出動します。

また、町内会をはじめとする地域の団体や、少年補導委員会、防犯推進委員連絡協議会なども、青色防犯パトロールを積極的に実施しています。令和 7 年 1 1 月末時点では 34 台の青色防犯パトロール車が登録されており、それぞれの地域の状況に合わせた、きめ細やかな見守り活動が日々行われています。

引き続き、地域や団体等と連携しながら、青色防犯パトロールを実施します。

④ 「ながら」防犯パトロールによる日常적인見守りの推進

「ながら」防犯パトロールは、「できる人ができる時にできることから」を基本に、いつもの散歩や通勤などの日常生活の中で気軽に取り組める防犯活動であり、参加機会を増やすとともに地域ボランティア不足の解消への効果が期待できます。取組の趣旨に対し個人や事業者の賛同を得て、登録数を増やししながら活動を広げていきます。

活動をより広く分かりやすく伝えられるよう情報発信の強化を図り、「ながら」防犯パトロールの参加者が実感を持って活動を続けられるような取組を一層推進します。



「ながら」防犯パトロールマグネットシート

⑤ 企業や大学等との連携による防犯活動の促進

防犯活動に地域の企業や大学等と連携して取り組むことにより、新たな交流が生まれ、参加者の増加や、新しい視点や技術を取り入れた活動の活性化など大きな効果が期待できます。多様なコミュニティと連携を図り、地域全体の防犯力の向上と持続可能な防犯活動を促進します。

⑥ 広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催

市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるため、市民に届く積極的な広報啓発活動を展開します。

市政だより、ホームページ、SNS など多様な媒体を通じて、自転車盗等の身近な犯罪や巧妙化する特殊詐欺、SNS 等を利用した詐欺など最新の犯罪手口から身を守るための情報を分かりやすく発信します。また、防犯講演会などを開催します。

広報啓発活動の推進により、地域全体で防犯に取り組む意義や目的を広く市民に伝え、日頃からの自主的な防犯活動や防犯ボランティア活動の活性化を促進します。

⑦ 防犯関係情報の効果的な発信

市民、事業者、様々な団体がタイムリーに正確な防犯情報を得られるよう、効果的な情報発信を推進します。

京都府が配信する不審者情報や最新の犯罪手口などの「防災・防犯情報メール配信システム」の市民への登録を促し、自主防犯意識を高めるための情報を積極的に活用していきます。

また、本市に寄せられた不審者情報などは、関係部局と共有し、必要に応じて保護者等へ迅速に配信することで、市民の安全確保に努めます。あわせて、市内の企業、事業所、防犯ボランティア団体等に対しては、京都府が運用する防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」への登録を推奨し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報を各団体に速やかに届けることで、それぞれの防犯対策強化と活動の活性化を図ります。

⑧ 防犯カメラの設置や設置補助

本市では、犯罪抑止の効果と体感治安の向上が期待できることから防犯カメラの設置に取り組んでいます。平成26年度から平成30年度には駅周辺や主要幹線道路等に防犯カメラを設置し、令和2年度には災害時の早期対応の観点も含めた防災・防犯カメラを設置してきました。令和3、4年度には、教育委員会と連携して、学校周辺地域の見守りにも活用できる防犯カメラを各小・中学校に設置し、令和4年度からは、地域防犯活動と連動した小学校区ごとの防犯カメラを設置しており、引き続き取組を進めます。

また、町内会や自治会などが地域の実情に応じて設置する防犯カメラへの補助制度については、見直しを行うなど、防犯カメラの設置をより一層推進することにより、市全体の見守り体制を強化し、犯罪の抑止と体感治安の向上を図ります。



市内の電柱に設置された防犯カメラ

⑨ 管理不全な空き家等への対応

不適切に管理された空き家が、周辺地域の衛生、防災、防犯に悪影響を及ぼす可能性があるため、本市では、空き家問題への対策を強化するため、平成27年1月に「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、令和6年3月に策定した「宇治市空き家等対策計画（第2期）」に基づき、より実効性のある空き家対策を推進しています。

管理不全な空き家を増やさないよう、啓発チラシや空き家情報誌の発行などに取り組むほか、管理不全な空き家に関する相談があった際には、所有者を調査し、適切な管理を促します。

【施策2】子どもの安全の確保

(1) 現状と課題

子どもたちは犯罪の被害者となりやすく、全国的に重大な犯罪が発生しています。本市においても声かけ事案が発生しているほか不審者情報が寄せられており、多様な犯罪から子どもを守ることが喫緊の課題です。

子どもが危険を察知し身を守る力を養うとともに、通学路における防犯環境の整備や見守り活動など、子どもの安全対策を一体的に推進していく必要があります。

(2) 具体的取組

子どもたちが危険を察知し身を守る力を養う防犯教室等を通じて、情報化社会にも対応した防犯意識を高めるとともに、通学路等における防犯カメラ設置や地域・関係機関が連携した見守り・防犯パトロールにより、安全な環境を確保する施策を推進します。

① 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援

子どもが、声かけされた際の対応（ついていけない、すぐ逃げるなど）を学習するための防犯教室の開催など、各校区で実施する子どもの危機回避能力向上に向けた取組を促進します。

② 子ども見守りボランティアへの支援

本市の安全・安心まちづくり補助金の交付や子どもの登下校の見守りを行う方へのボランティア保険の加入、京都府が実施する資機材の提供など支援制度の情報提供などを通じて、活動を支援します。

③ 地域で子どもを見守るための取組

安全管理団体の活動の充実等を目的として、安全管理団体の委員や保護者等を対象に、講演会や実践報告等を通じて、地域ぐるみで子どもの安全を守るための活動等の充実に取り組みます。

また、市民安全・安心推進旬間にあわせて安全管理団体や育友会・PTAと学校に通う子どもたちとの挨拶を強化する「あいさつ運動」を実施しています。地域における絆が弱まっている現状において、地域住民の顔の見える関係づくりとしても効果的と考えられるこの取組を継続して実施します。

④ 「こども110番のいえ」の設置の促進

子どもたちが不審者などからすぐに逃げ込み、一時的に保護を求めることができる緊急避難場所である「こども110番のいえ」に登録する家や事業所の点検のほか、登録協力者に対する緊急時の対応や子どもへの声かけの仕方、警察への連絡手順などを具体的に示した活動要領マニュアルの配布など、警察とともに「こども110番のいえ」の設置の促進を図ります。

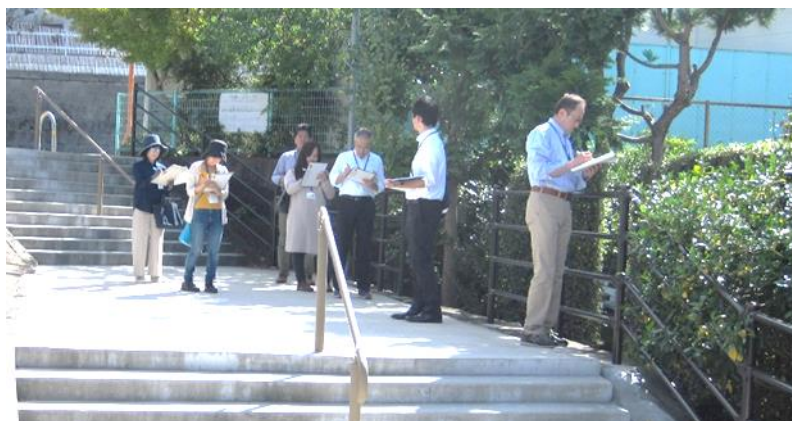
⑤ 地域安全マップの推進

児童の通学路や地域の安全確保のため、小学校の通学路等における危険箇所を明示した地域安全マップを、育友会・PTA、町内会、学校、安全管理団体等が連携して作成しています。

地域安全マップの作成は、保護者や地域住民が効果的・効率的に子どもの見守り活動を行うための重要な取組であることから、地域の状況に応じた独自マップの見直しや更新についても継続的にサポートします。地域安全マップを土台とし、警察と情報共有を図りながら、地域の見守り活動や防犯カメラの設置と連動することで、地域防犯力のより一層の向上を図ります。



こども 110 番のいえ



▲▼地域安全マップの作成にむけたフィールドワークの様子



(1) 現状と課題

少年非行は、検挙・補導件数ともに、これまで減少傾向にありましたが、近年、増加傾向に転じており、窃盗犯や粗暴犯の占める割合が高い状況です（警察庁「令和6年中における少年の補導及び保護の概況」より）。本市においても同様の傾向にあります。

また、SNS等の利用に起因する児童・生徒のサイバー被害においては、被害児童・生徒の約8割を中学生及び高校生が占めていることから、児童・生徒やその保護者等に対し、スマートフォン等の利用に潜む危険性の周知やフィルタリングの重要性に関する啓発、インターネットを正しく使いこなす能力の向上を図る取組等が必要です。

(2) 具体的取組

少年は、成長過程において多様な課題に直面し、家庭、学校、地域社会に加え、SNSをはじめとするサイバー空間からも多大な影響を受けやすいことから、関係機関・団体等との連携のもと、学校現場における学習の機会を設けながら、少年が被害者にも加害者にもならないための多角的な支援及び予防啓発活動を推進します。

① 犯罪に巻き込まれないための広報啓発

少年が匿名性の高いSNSやメッセージアプリなどを介した巧妙な誘い文句に釣られ、いわゆる「闇バイト」等の犯罪に巻き込まれる事案が全国的に増加しています。特殊詐欺や強盗、恐喝といった凶悪犯罪の実行役に関わると、将来にわたって取り返しのつかない事態に陥ることになるため、若者が安易に闇バイト等の犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携して広報啓発に取り組みます。

② 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催

近年、インターネットを介した犯罪において、子どもたちが加害者・被害者となるリスクが増大しています。また、薬物乱用も依然として少年層に広がる課題です。

小・中学生の規範意識向上のため、警察等による非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。実践的な学びを通じて、万引きやいじめといった身近な非行の防止、SNSの適切な利用方法、薬物の危険性などの具体的な指導により、子どもたちが犯罪に巻き込まれず、また自ら犯罪に関わらないよう、少年非行の防止を推進します。

③ 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会などが主催する「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。

この大会では、町内会等を通じて広く市民にも参加を呼びかけ、その時々々の社会情勢に応じた少年非行防止をテーマとし、子どもたちが直面する具体的な課題を取り上げ、現状と対策について深く学ぶことにより、参加者が少年非行の現状を正しく認識し、それぞれの立場からできることを意識し、連携を強化することで、地域全体での子どもの見守り・健全育成を推進します。

【施策4】特殊詐欺被害防止の強化

(1) 現状と課題

特殊詐欺被害については、令和2年以降、京都府、宇治市ともに高止まりしている状況にあり、その被害金額は近年、著しく増加しています。

特に、被害者の多くを高齢者が占めており、手口は年々巧妙化・多様化する中、デジタル化の進展とともに新たな手口が次々と出現し、被害を拡大させていることから、特殊詐欺被害防止対策を積極的に推進する必要があります。

(2) 具体的取組

特殊詐欺被害は深刻な社会不安を招いており、常に変化する手口に対応するため、被害防止機器の利用促進や、関係機関との連携を強化し、広報啓発等により市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ることで、被害の防止や減少に向けた取組を推進します。

① 最新の手口への対策と被害防止のための広報啓発

特殊詐欺被害の最新情報や、特殊詐欺の対策として有効とされる自動通話録音機などの機器の紹介、国際電話からの発着信の休止手続きなどの的確な情報提供を行います。

また、サイバー犯罪など最新の犯罪情勢に関する情報発信や、警察・金融機関等の関係機関と連携した地域住民への継続的な啓発活動を通じて、多角的な被害防止対策を推進します。



国際電話利用休止臨時窓口の様子

② 消費生活講座や防犯講演会等の開催

消費者トラブルに遭いやすい高齢者等は、特殊詐欺被害にも遭いやすい傾向にあることを考慮し、消費生活出前講座を通じて、消費者トラブルの未然防止策に加え、防犯講演会等を開催し、犯罪の未然防止の観点から、特殊詐欺の最新の手口や有効な対策を学ぶ機会を設けます。あわせて宇治市が取り組む「ながら」防犯について情報発信・啓発活動を行い、高齢者とその家族等の防御力の育成を図るとともに、地域や関係機関との連携による見守り体制の確保にも積極的に取り組みます。

また、契約に関する知識や社会経験の不足などから新たな手口の詐欺に遭いやすい若い世代に対しても、インターネットやSNSによるトラブルについて具体的事例を挙げて、きめ細かな情報提供や啓発活動を実施します。

③ 関係機関や事業者等との連携

本市では、警察や防犯ボランティアとともに金融機関窓口等における特殊詐欺被害防止のための広報啓発活動を実施しています。引き続き、警察や金融機関等と連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

2. 再犯防止施策の推進

【基本目標】

市民が安全で安心して生活できるまちづくりを進める上で、犯罪等をした人の再犯防止施策を推進することが重要です。犯罪等をした人が社会で孤立することなく、地域住民の理解と協力を得ながら、再び社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、関係機関と緊密に連携し、再犯防止施策を推進します。

また、犯罪等をした人が刑務所等を出所した後、福祉サービスをはじめとする各種支援制度に関する情報が十分に行き届いていないため、必要な支援を受けられず生活に困窮し、その結果として再犯に至る事例等があることから、庁内各部署との連携を密にし、対象者を既存の支援施策へ適切につなげられる体制の構築と運用に取り組みます。

【施策1】互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり

(1) 現状と課題

犯罪等をした人が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、刑事司法関係機関が中心となって、犯罪等をした人の社会復帰のための支援が行われています。

本市においても、宇治地区保護司会等と連携し、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の街頭啓発活動などを通じて、犯罪や非行を防ぐこと、そして犯罪等をした人が立ち直ることについて、理解を深める取組を進めてきました。

犯罪等をした人が社会復帰するためには、仕事や住む場所の確保が必要となりますが、地域社会の否定的な感情や受け入れへの抵抗感から孤立してしまうなど非常に厳しい現実があります。このような状況を改善するため、これまで以上に、犯罪等をした人に対する市民の理解を深める取組を進める必要があります。

(2) 具体的取組

犯罪等をした人を指導・支援する活動をしている保護司をはじめとする関係機関等との連携を強化するとともに、保護司等の活動紹介や、講演会の開催などを通じて犯罪等をした人に対する市民の理解を深めます。

これらの活動を通じて、犯罪等をした人が社会の中で孤立せず、社会の一員として立ち直ることができる「心豊かなコミュニティづくり」を進めます。

① 保護司会等の活動への支援

保護司の方々が地域で円滑に活動できるよう、宇治地区保護司会への補助を引き続き実施します。また、更生保護サポートセンターでの青少年相談などの活動を広く知らせることで、保護司の活動を支援します。

さらに、保護司の高齢化が進む中、活動を支える人材を確保するため、市職員等に対し保護司の役割や活動を紹介し、新たな担い手の確保に協力します。

② 職員研修や講演会の実施

犯罪等をした人が抱える様々な問題を理解し、適切に対応できるよう、市職員の研修機会を確保し、育成に努めます。

また、地域住民に対しても犯罪等をした人の現状や社会復帰の重要性について知ってもらい、理解を深めることができるよう、刑事司法関係機関等と連携し、講演会などを開催します。

③ 関心と理解を深めるための広報啓発活動

犯罪等をした人の再犯防止の重要性について市民の関心と理解を広く深めるため、再犯防止啓発月間（7月）において、広報啓発活動を実施します。

また、7月は全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」の強調月間でもあります。

宇治地区保護司会等と連携し、市内の商業施設や駅等での街頭啓発を実施するとともに、児童・生徒が更生保護について深く考えるきっかけとなるよう、更生保護に関する標語や作文を募集しており、「社会を明るくする運動」標語表彰式を開催し、優秀作品を表彰しています。これらの活動を継続的に実施することで、「社会を明るくする運動」のさらなる推進を図ります。



「社会を明るくする運動」標語表彰式の様子

【施策2】 非行少年等への支援

(1) 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導件数は、長期的な減少傾向から近年増加に転じ、特にSNS等を介した強盗や特殊詐欺への関与が目立ち、犯罪の低年齢化と手口の凶悪化・巧妙化が進行している現状があります。

非行の背景には、家庭環境の問題、貧困、虐待、いじめなど、複数の要因が複雑に絡み合っていることが法務省の調査等でも示されており、これらの課題に対応するためには、関係機関が連携して少年一人ひとりの状況に応じた立ち直りに向けた支援を行う必要があります。

(2) 具体的取組

非行等の問題を抱える少年に対し、教育委員会、宇治市青少年健全育成協議会、法務少年支援センター京都（かもがわ教育相談室）等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図るとともに、非行を未然に防止するための取組を推進します。

① 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】

近年、インターネットを介した犯罪において、子どもたちが加害者・被害者となるリスクが増大しています。また、薬物乱用も依然として少年層に広がる課題です。

小・中学生の規範意識向上のため、警察等による非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。実践的な学びを通じて、万引きやいじめといった身近な非行の防止、SNSの適切な利用方法、薬物の危険性などの具体的な指導により、子どもたちが犯罪に巻き込まれず、また自ら犯罪に関わらないよう、少年非行の防止を推進します。

② 宇治・久御山児童・生徒補導連絡会等の開催

児童・生徒の非行防止と健全育成のために、学校、警察、教育委員会が連携を密にし、専門家を招いた研修会を開催するなど児童・生徒への理解を深め、児童・生徒への指導や支援体制の充実に努めます。

③ スクールカウンセラー及びまなび生活アドバイザーの配置

小・中学校に臨床心理に関する高度な専門的知識と経験を有するスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談機能の充実に努めます。あわせて、まなび生活アドバイザーを配置し、児童・生徒の状況に応じた教育的、福祉的な観点からの学習・生活支援を行います。

④ 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会などが主催する「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。

この大会では、町内会等を通じて広く市民にも参加を呼びかけ、その時々々の社会情勢に応じた少年非行防止をテーマとし、子どもたちが直面する具体的な課題を取り上げ、現状と対策について深く学ぶことにより、参加者が少年非行の現状を正しく認識し、それぞれの立場からできることを意識し、連携を強化することで、地域全体での子どもの見守り・健全育成を推進します。



暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会の様子

【施策3】関係機関等と連携した適切な支援

(1) 現状と課題

犯罪等により刑務所を出所した人々の再犯防止は、社会全体の重要な課題であり、法務省によると、再犯リスクを高める複数の要因が明らかになっています。具体的には、刑務所に再び入所した人のうち、再犯時に約7割が無職であったという傾向が継続しており、不安定な就労が再犯防止の主要な課題となっています。

また、満期出所者のおよそ4割が、帰住先が確保されないまま出所しています。これらの人々は帰住先が確保されている人と比較して再犯に至るまでの期間が短い傾向にあることが示されており、出所直後の生活基盤の不安定さが再犯に直結しやすい実態が浮き彫りになっています。

さらに、特に65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、近年約25%前後で推移し全年齢層の中で最も高く、身寄りがなく社会との繋がりが希薄なケースが多い高齢者へのきめ細やかな支援が求められています。

しかしながら、犯罪歴のある人を受け入れる社会資源が不足していることに加え、出所者自身が生活や求職活動に必要な知識・スキルを持たないために就職に結びつかないケースも少なくありません。

(2) 具体的取組

犯罪等をした人を受け入れる協力雇用主の開拓や確保に努め、就労の定着を推進します。また、生活困窮者等に対しては適切な福祉施策による支援を推進します。

① 関係機関と連携した安定した就労のための支援

犯罪等をした人が社会復帰に向けて、安定した就労ができるよう、保護司会をはじめとした関係機関等との連携を図るほか、コレワーク（矯正就労支援情報センター）の活用や雇用意義の周知を通じて、犯罪等をした人を雇用する協力雇用主の開拓・確保に努めるとともに、直ちに就労が困難な場合には、生活困窮者自立支援法に基づく、就労準備支援事業等により、自立に向けた支援を行います。

あわせて、再犯防止の観点から、協力雇用主を評価項目に加えた総合評価競争入札を引き続き実施します。

② 関係機関と連携した住まいと生活のための支援

居所が不安定な場合に、再犯のリスクが高まる傾向があることから、保護観察対象者等に対し、居住支援協議会等との連携により、適切な住宅の供給を図ります。

また、住居の確保が困難な場合には、「生活困窮者自立支援法」に基づく、住居確保給付金や居住支援事業等により、安定した生活に向けた支援を行います。

③ 支援につなげるための施策の広報

本市では、犯歴の有無にかかわらず、生活困窮者に対して生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施するなど、結果的に再犯防止につながる取組を実施しています。このような取組について、犯罪等をした人が把握できていないために、支援につながらないことも考えられることから、本市で実施している支援施策等を分かりやすく広報します。

④ 刑事司法関係機関や保護司会等との連携強化

刑事司法関係機関等には、犯罪等をした人のニーズを施設在所中から把握し、必要な支援につなぐための調整が求められていることから、本市では、刑事司法関係機関等や保護司会等の関係機関等との連携体制を構築し、支援施策へとつなげていきます。



“社会を明るくする運動”
京都府推進委員会マスコット
キャラクター京の社明くん

3. 犯罪被害者等に対する支援の充実

【基本目標】

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が適切に保護されるよう、関係機関等と緊密に連携しながら取組を進めます。

【施策1】総合的かつ継続的な支援の充実

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が置かれている状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや、医療、福祉、住居等生活全般にわたります。

また、被害によって生じる経済的・精神的負担の軽減や、支援制度に関する適切な情報提供、そして回復に時間を要することから長期的な視点での継続的な支援が必要であり、これらの解決に向けた総合的な取組が求められています。

(2) 具体的取組

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を、関係機関等と連携しながら、総合的・継続的に実施します。

① ワンストップ窓口としての支援

総務課の相談窓口において、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、関係部局や関係機関・団体と連携し、情報提供及び必要な支援への橋渡しを、ワンストップにより総合的に行います。

また、犯罪被害者の方々のためのノート「つむぎ」（犯罪被害者等が被害状況や支援の経過等を記録し、心理的負担の軽減を図り、途切れない支援を確保するためのノート）を活用します。これにより、犯罪被害者等の意思を尊重しつつ、関係機関での情報を共有し、円滑な支援に取り組みます。

② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者への対応

被害の認識が困難であることや、加害者・関係者との関係性等により声を上げにくいといった特性から潜在化しやすい児童虐待、障害者虐待、性犯罪、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為等の被害に対し、被害者等が相談しやすく、適切な支援につながるよう、庁内関係部署及び関係機関が緊密に連携した体制を構築し、寄り添った対応を推進します。

③ 犯罪被害者等への見舞金の支給

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して見舞金を支給します。

④ 公営住宅の優先入居募集の広報

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、府営住宅への特定目的による優先入居の募集など、公営住宅への入居について広報啓発活動を通じて周知します。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

【施策2】関係機関と連携した取組の推進

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が自らに必要な支援に関する情報にアクセスしにくい、あるいは情報が十分に行き届いていないという課題があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、いつでも必要な情報提供や相談を受けられ、専門性を有する者によるきめ細やかで切れ目のない支援を受けられるようにすることが重要です。

(2) 具体的取組

(公社)京都犯罪被害者支援センターとの緊密な連携を一層強化します。これにより、情報提供の充実及び相談支援体制の強化を図り、犯罪被害者等が孤立することなく、必要な支援を確実に受けられるよう、総合的な支援体制の構築を推進します。

① (公社) 京都犯罪被害者支援センターとの連携強化

(公社) 京都犯罪被害者支援センターとの連携協力を強化するとともに、同センターに対し必要な支援を行います。また、同センターとの連携のもと、相談窓口における初期対応から専門機関への円滑な支援、見舞金制度の情報提供、市職員の専門性向上のための研修、犯罪被害者月間(11月1日から12月1日まで)での共同広報や年間を通しての啓発活動などを実施します。

② 関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた状況や回復・再建の過程は多様であり、一日も早く平穏な生活を再建するためには、警察、民間支援団体等の様々な関係機関による総合的かつ切れ目のない支援が不可欠です。このため、これらの機関・団体との連携を一層強化します。

③ ホンデリングプロジェクトの実施

ホンデリングプロジェクトとは、「本で支援の輪(リング)が広がってほしい」との願いを込めて名付けられた取組で、古本等の売却収益を(公社)京都犯罪被害者支援センターの活動資金として寄付することで、犯罪被害者等の支援につなげています。

「ホンデリング」の回収箱を市内各所に設置するとともに、市民や事業者等に対して、「ホンデリング」への協力を広く呼びかけます。



ホンデリング回収箱

【施策3】犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の支援を行うにあたっては、その名誉やプライバシーが尊重され、尊厳が確保されるよう、最大限の配慮を行う必要があります。このため、犯罪被害者等が平穏な生活を送ることの重要性等について、市民の理解を深め、社会全体で支える機運を醸成するため、継続的な広報啓発活動が不可欠です。

(2) 具体的取組

犯罪被害者等を社会全体で支援する重要性についての市民理解を促進するための広報啓発活動を実施するとともに、犯罪被害者等のための相談窓口及び支援機関の周知を徹底します。

① 犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発

犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性について市民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、犯罪被害者月間等を活用し、市政だより、ウェブサイト、FMうじ、ソーシャルメディア等、多様な媒体を通じた効果的な情報発信を行うとともに、年間を通じた広報啓発活動を継続的に実施します。



犯罪被害者支援講演会の様子

② 各種相談窓口・支援窓口の周知広報

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まずに相談しやすい環境をつくり、適切な支援が受けられるよう、各種相談窓口の効果的な周知に取り組みます。

第3章 計画の推進

本章では、宇治市第5次防犯推進計画に掲げる『地域防犯力の維持・継続』と『誰一人取り残さない社会の実現』に向けて、より実効性のある取組とするため、計画の推進体制、方策、進捗管理等について定めます。

市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって、安全で安心して生活できるまちづくりを総合的に推進します。

1. 計画推進の基本方針

本市では、「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき、地域における犯罪を未然に防止し、市民の安全を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

宇治市第5次防犯推進計画の推進にあたっては、以下の基本方針に基づき、各施策を効果的に展開します。

- ・ 市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域全体の防犯力を維持・継続します。
- ・ 犯罪等をした人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援し、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。
- ・ 犯罪被害者等が被害から回復し、平穏な生活を取り戻せるよう、総合的かつ継続的な支援を充実させます。
- ・ 少子高齢化の進行や社会構造の変化、インターネット社会の進展等に伴う新たな防犯課題に対応するため、行政機関だけでなく、地域住民、事業者、地域団体、民間ボランティア、企業、大学など多様なコミュニティとの連携を強化し、社会全体で防犯に取り組む体制を構築します。

2. 計画の推進体制と連携の強化

計画を実効性のあるものとするため、行政と警察が3つの施策の柱ごとの中心となり、様々な活動主体との連携を軸に、ネットワークを形成します。

行政が「課題を持ち寄り、知恵を出し合う場」をつくり、必要に応じて、企業や大学、専門家等の参画や連携を図りながら、新たな視点を取り入れます。

また、「安全・安心まちづくり推進会議」をはじめとした関係機関・関係団体等が集まる場を活用し、課題を共有し、連携を強化することで、計画を着実に推進してまいります。

3. 計画推進のための方策

本計画に掲げる各施策を効果的かつ継続的に推進するため、以下の4つの方策を中心に組み合います。

(1) 課題を持ち寄り、知恵を出し合える場の創設

地域が抱える複雑な防犯課題に対し、多様な主体がそれぞれの知見や経験を持ち寄り、協働して、地域の実情に即した解決策を導き出すための場を設けます。

(2) 担い手の不足を補う仕組みづくり

地域防犯活動における担い手不足という課題に対し、多様な市民が活動に参加しやすい機運を醸成するとともに、防犯に関する環境を整備し、持続可能な活動体制を構築します。

(3) 多様なコミュニティとの連携

少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加といった社会構造の変化等による地域コミュニティの希薄化に対応するため、多様なコミュニティとの連携により、新たな発想やイノベーションの創出を図り、地域全体の防犯力を高めます。

(4) P D C A サイクルでの進捗管理

計画の実効性を高め、社会情勢や地域の課題の変化に柔軟に対応するため、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルによる進捗管理を徹底します。

4. 計画の進行管理

本計画が着実に推進され、目標が達成されているかを客観的に評価するため、以下の進行管理と指標を設定します。

(1) 進行管理の実施

計画の進捗状況を適宜確認し、課題の抽出と対応策の検討を行います。これにより、計画が社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて、関係団体が相互に連携して取組内容やアプローチを検討し、より効果的な施策へと調整することにより、P D C A サイクルが実質的に機能するよう努めます。

(2) 活動指標の設定

本計画の方向性である『地域防犯力の維持・継続』と『誰一人取り残さない社会の実現』に向けた活動の「見える化」を図るため、以下の活動指標を設定し、目標値の達成状況を評価します。これらの指標は、関係機関、関係団体と連携して、どのような活動をしたかを示すものであり、情報発信等を通じて波及効果による活動の推進を促します。

施策の柱	指標の項目	基準値 (R6)	目標値 (R12)	
1. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進	関係機関等との連携による取組件数	7件	12件	
	周知啓発の取組回数	17回	25回	
	ながら防犯パトロール登録数	個人	1,226人	1,500人
		車両	661台	1,000台
	防犯カメラ設置台数	市設置	182台	310台
補助		62台	130台	
2. 再犯防止施策の推進	関係機関等との連携による取組件数	7件	12件	
	周知啓発の取組回数	27回	40回	
3. 犯罪被害者等に対する支援の充実	関係機関等との連携による取組件数	3件	8件	
	周知啓発の取組回数	25回	37回	

5. 計画の実効性を高めるための見直し

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、PDCAサイクルにより進行を管理しますが、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな課題の発生に迅速に対応し、計画の実効性を高められるよう、必要に応じて取組内容の検討や見直しを行います。

資料編

1. 相談窓口等一覧	29
2. 宇治市内の交番管轄図	32
3. 犯罪発生状況等	33
4. 京都府内の再犯者数、再犯者率の推移	35
5. 宇治市防犯推進計画改定委員会 委員	36
6. 計画改定までの経過	36
7. 用語集	37
8. 関係法令等	41

1. 相談窓口等一覧

① 「安全・安心まちづくり（防犯）」関連の相談窓口

相談内容		相談窓口	相談日等
市の防犯に関する総合的なことについて		宇治市 総務課 ☎20-8700	月～金（祝除く） 8:30～17:15
「ながら防犯」の活動について		宇治市 総務課 ☎20-8700  説明 HP LINE 登録案内	
「こども110番のいえ」について		宇治警察署 生活安全課 ☎21-0110	
特殊詐欺に関することについて			
消費生活（悪質商法等）に関する ことについて		宇治市消費生活センター ☎20-8796	月～金（祝除く） 9:00～12:00 13:00～16:00
ふれあい教育相談	不登校、いじめ、学習、学校生活などの親子の悩みについて	 読取り後、メール送信	月～金（祝除く） 8:30～17:15
	学校や家庭教育、学校における活動に関することについて	☎21-1879	
	いじめ、不登校、子どもの行動で気になることについて	☎21-1890	

②「再犯防止」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の再犯防止に関する総合的なことについて	宇治市 総務課 ☎20-8700	月～金（祝除く） 8:30～17:15
青少年相談	宇治地区更生保護サポートセンター ☎23-2335	毎月第3火（祝日の場合は翌日） 13:00～16:00
生活困窮者自立支援事業について	宇治市 地域福祉課 ☎20-8784	月～金（祝除く） 8:30～17:15
受刑者・少年院在院者の雇用について	法務省 コレワーク近畿 ☎0120-29-5089	月～金（祝除く） 10:00～17:00
非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係など	法務少年支援センター京都 （かもがわ教育相談室） ☎075-751-7115	月～金（祝除く） 9:00～12:15 13:00～16:30

③「犯罪被害者等支援」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の犯罪被害者等支援に関する問合せ	宇治市 総務課 ☎20-8700	月～金（祝除く） 8:30～17:15
犯罪被害に関する相談	(公社)京都犯罪被害者支援センター 犯罪被害者サポートダイヤル ☎0120-60-7830	月～金（祝除く） 12:00～17:00
	全国共通ナビダイヤル ☎0570-783-554	7:30～22:00

④宇治市内の警察署、交番

名称	所在地	電話番号
宇治警察署	宇治宇文字 2-12	21-0110
伊勢田交番	伊勢田町中山 26-5	44-2991
宇治駅前交番	宇治里尻 5-9	23-6370
大久保交番	広野町西裏 118	43-5115
小倉交番	小倉町老ノ木 30-5	21-2352
木幡交番	木幡南山畑 33-5	32-7046
西宇治交番	伊勢田町毛語 153-8	23-7572
東宇治交番（平安なでしこ交番）	五ヶ庄折坂 56-2	31-8219
槇島交番	槇島町二十四 56-8	22-5110
六地蔵交番	六地蔵奈良町 72-31、32	31-6255
広野交番（平安なでしこ交番）	広野町尖山 4-1197	43-0110

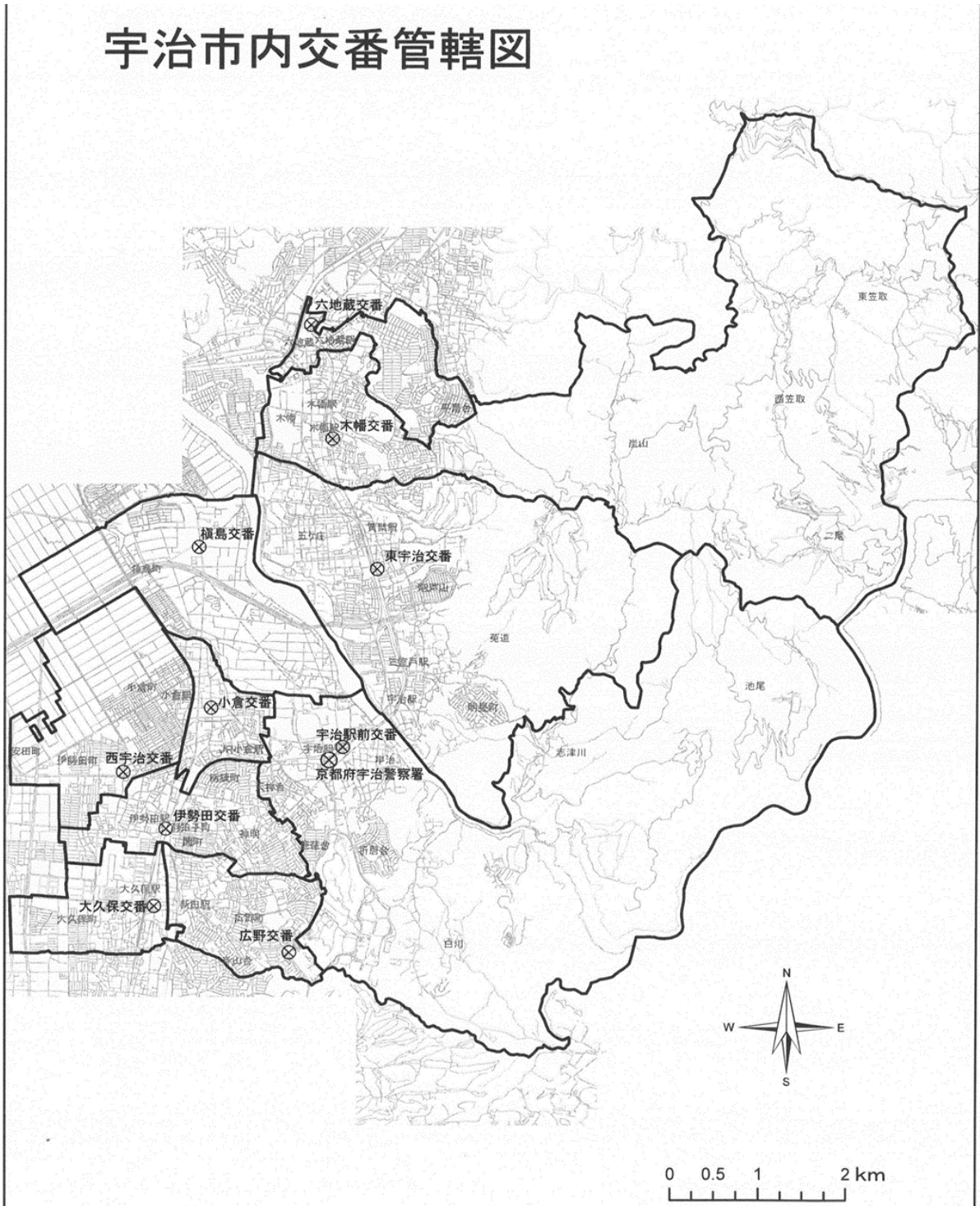
「平安なでしこ交番」とは？

性犯罪などの被害対応や女性、高齢者、子どもからの相談などに24時間対応する女性警察官がいる交番のことを言います。女性警察官が中心となって見守り活動や合同パトロールを行うなど、地域住民と協力して地域の安全を守っています。

なお、「平安なでしこ交番」はこのマークが目印です。

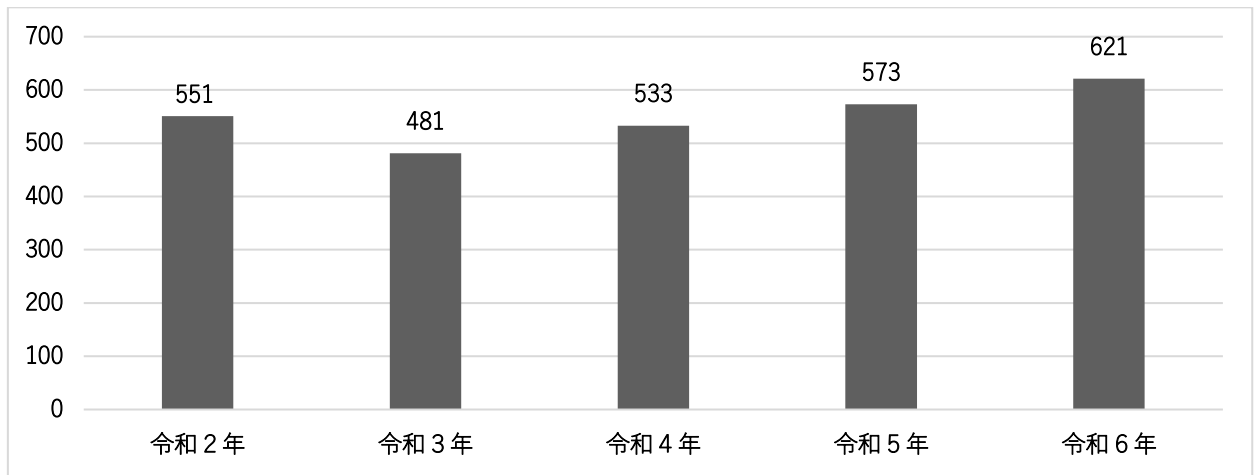


2. 宇治市内の交番管轄図

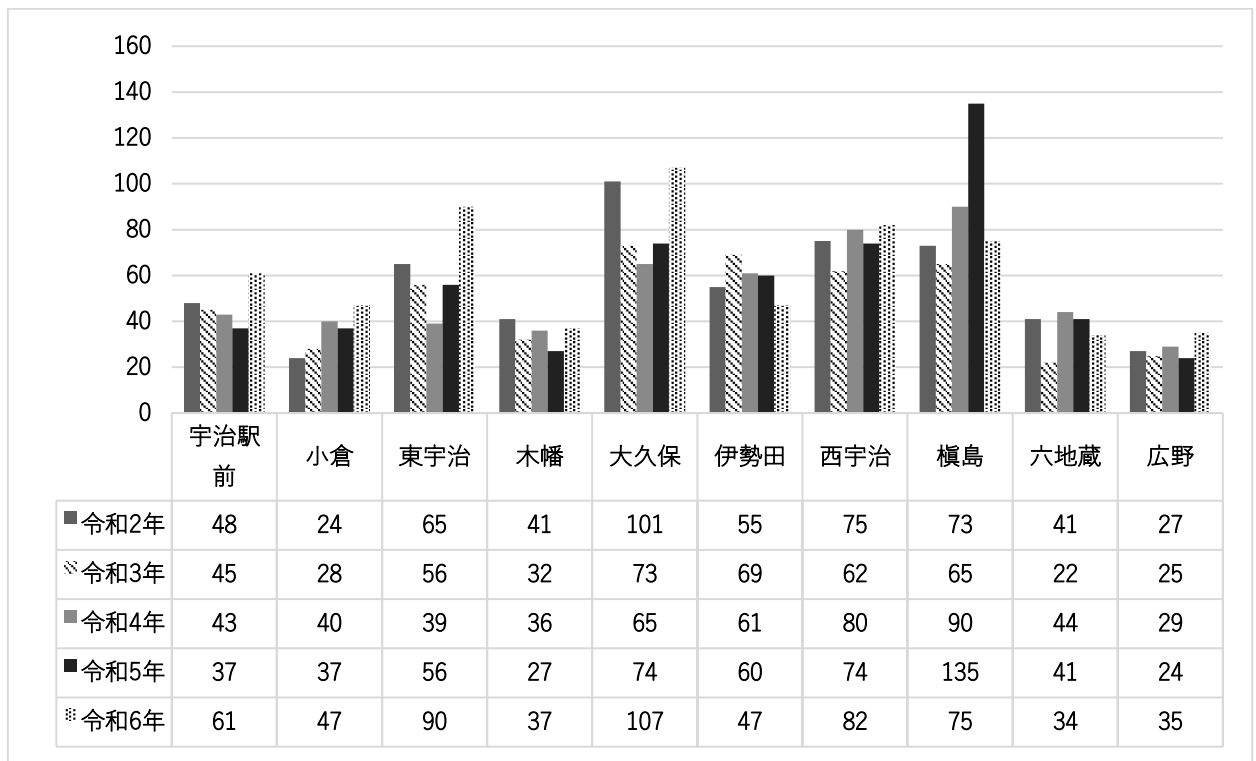


3. 犯罪発生状況等 － 京都府警察本部犯罪統計書より－

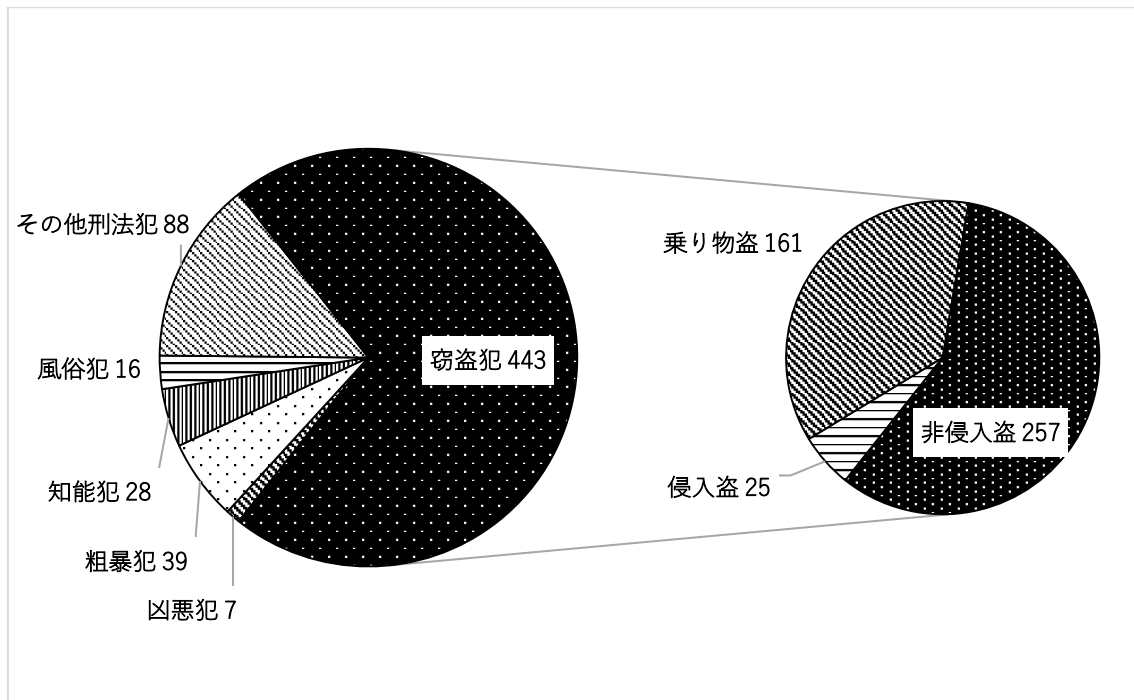
①宇治市内の刑法犯認知件数の推移



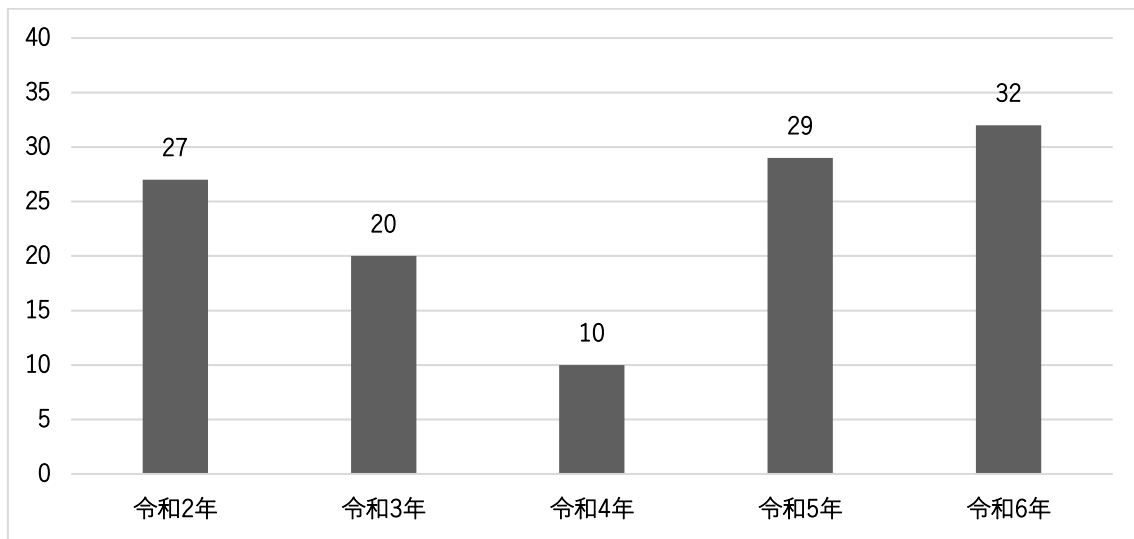
②宇治市内の交番別刑法犯認知件数の推移



③令和6年中における宇治市内の罪種別認知件数

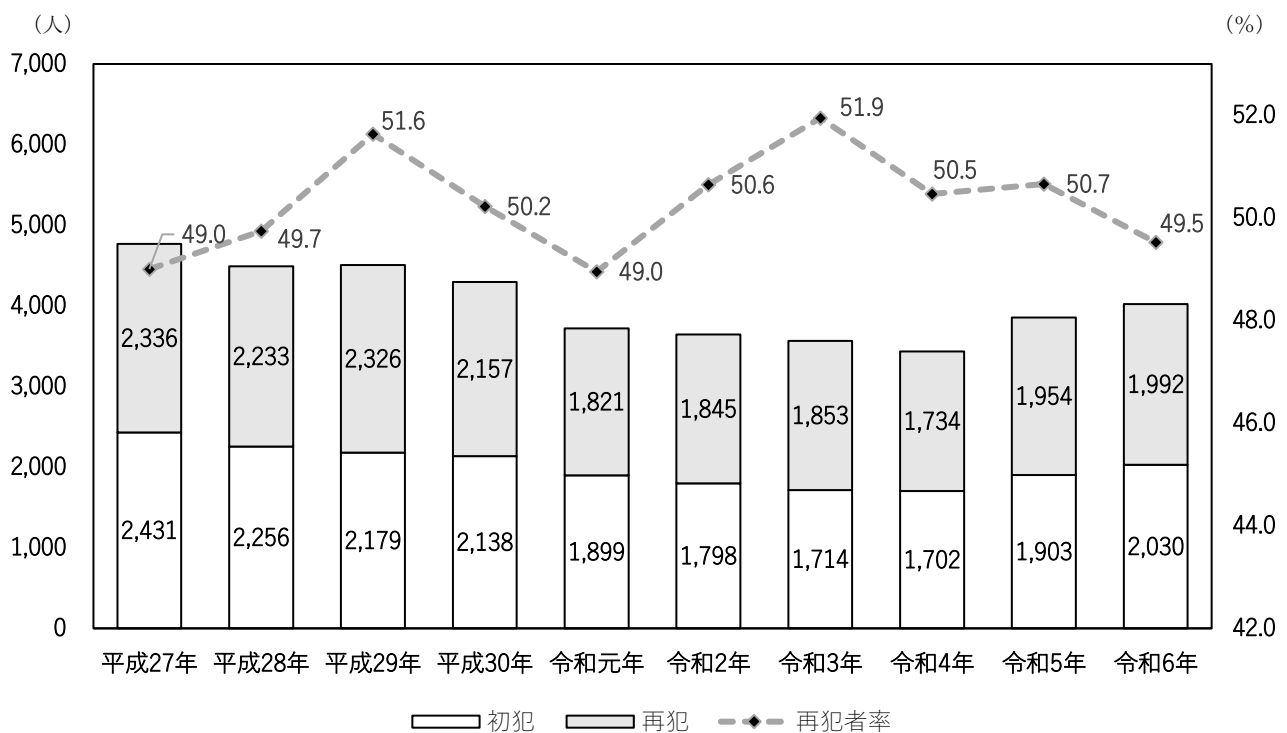


④宇治警察署管内の刑法犯検挙人員（少年）の推移



4. 京都府内の再犯者数、再犯者率の推移 — 京都府警察本部犯罪統計書より —

	刑法犯総数（人）			再犯者率（％）
	初犯（人）	再犯（人）		
平成27年	2,431	2,336	4,767	49.0
28年	2,256	2,233	4,489	49.7
29年	2,179	2,326	4,505	51.6
30年	2,138	2,157	4,295	50.2
令和元年	1,899	1,821	3,720	49.0
2年	1,798	1,845	3,643	50.6
3年	1,714	1,853	3,567	51.9
4年	1,702	1,734	3,436	50.5
5年	1,903	1,954	3,857	50.7
6年	2,030	1,992	4,022	49.5



5. 宇治市防犯推進計画改定委員会 委員

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授	委員長
各種団体等	植村 敏和	宇治市安全・安心まちづくり推進会議 代表	委員長代理
	切地 祥郎	宇治地区保護司会 副会長	
	鳶 繁行	宇治市青少年健全育成協議会 会長	
	内田 徹	宇治市少年補導委員会 副会長	
	中道 教顕	公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター 専務理事兼事務局長	
	中川 晴雄	宇治市防犯協会 会長	
	近藤 豊	宇治・久御山防犯推進委員会連絡協議会 会長	
	前畑 臣吾	宇治市連合育友会 会長	
	奥西 隆三	宇治市民生児童委員協議会 会長	
関係行政機関 の職員	小野 由美子	宇治市校長会 副会長	
	柞木 一成	宇治警察署 生活安全課長	
	浅山 淑子	京都府 文化生活部 安心・安全まちづくり推進課 参事	
	道野 重信	京都保護観察所 統括保護観察官	

6. 計画改定までの経過

	開催日	開催場所	会議内容
第1回	令和7年10月20日	うじ安心館	計画の策定にかかる情報の整理
第2回	令和7年11月25日	宇治市役所	計画骨子の提示
第3回	令和8年 2月16日	宇治市職員会館	計画修正案の提示

7. 用語集

青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した車両を使用し、地域を巡回して犯罪抑止や防犯意識向上を図る活動です。警察からの許可を受けて行われます。

安全管理団体

宇治市内の全ての小学校区に設置されている、子どもや地域の見守り活動などを行う防犯ボランティア団体です。宇治市内で発生した児童が被害者となる痛ましい事件を契機に設立されました。

宇治市安全・安心まちづくり条例

地域における犯罪の発生を未然に防止するため、市、市民及び事業者が共同して防犯に取り組み、防犯意識の高揚及び防犯の推進を図ることにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに資することを目的とした条例です。平成16年4月1日に施行されました。

宇治市安全・安心まちづくり推進会議

各地域の活動団体に、活動の報告や、意見交換、活動にあたっての課題を共有するなどの情報交換の場を提供し、各地域の活動に役立てていただく会議を定期的に開催しています。

宇治市少年補導委員

教育委員会が委嘱する委員で地域における非行防止及び社会環境浄化活動を推進し、青少年の健全な育成を図ります。宇治市少年補導委員会を組織し、活動の一層の推進が図られています。

宇治市青少年健全育成協議会

青少年のすこやかな成長をめざして、明るく住みよいまちづくりに努めることを目的として、関係市民団体や関係組織が参加し、青少年を守り育てる諸活動の推進、青少年自らの社会参加と仲間づくりの促進に取り組まれています。各地域においても、「地域青少協」が結成されています。

宇治市犯罪被害者等支援条例

宇治市における犯罪被害者等への支援を目的とした条例で、平成22年4月1日に施行されました。見舞金の給付をはじめ犯罪被害者等に対する支援を定めています。

宇治市防犯推進計画

宇治市が「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき、市が実施する防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。現在の計画は「宇治市第5次防犯推進計画」で、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

協力雇用主

刑務所出所者等（犯罪や非行をした人）を雇用し、その立ち直りを支援する個人や法人のことです。法務省が募集・登録を進めています。

刑法犯認知件数

警察機関が犯罪の発生を認知した刑法犯の件数です。

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

犯罪や事故などの被害に遭われた方、ご家族、ご遺族、周囲の方からの相談を受け、関係機関と連携し、被害者等の孤立を防止するとともに心のケア、日常生活の回復を支援する民間団体です。

こども 110 番のいえ

子どもが誘拐や暴力などの犯罪に巻き込まれそうになったとき、緊急避難できる場所として、一般家庭や店舗などが協力する活動です。目印の旗やプレートを掲げています。

再犯者率

検挙された刑法犯のうち、再犯者が占める割合です。

再犯の防止等の推進に関する法律

犯罪等をした人が地域社会で孤立しないための支援等を、国、地方公共団体、民間協力者が一体となって実施することを定めた法律です。平成28年12月に制定されました。

再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、国の責務を具体化するために策定される計画です。犯罪等をした人の再犯防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されています。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と、犯罪等をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、法務省が主唱する全国的な運動です。

地域安全マップ

子どもたちが、地域の中にある「入りやすい場所（危険な場所）」や「入りにくい場所（安全な場所）」を地図に書き込み、危険を察知し身を守る能力を高めるための防犯教育ツールです。

つむぎ（犯罪被害者の方々のためのノート）

犯罪被害者の負担を軽減するため、事件後の被害者やその家族が記録を残して後々の各種手続き等に役立てるように自分で書き込んで完成させる犯罪被害者の方々のためのノートです。京都府・警察庁が作成されています。

特殊詐欺

面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく、欺くなどして、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の被害者から金品等をだまし取る犯罪です。オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などが含まれます。

「ながら」防犯パトロール

日常生活の行動（散歩、買い物、通勤・通学、犬の散歩など）の「ついで」に、無理なく地域を見守り、犯罪の抑止や異変の早期発見につなげる防犯活動です。

2年以内再入率

刑務所等を出所した年を含む2年間における刑務所等への再入所率です。再犯防止等に関する成果指標の一つとして用いられます。

P D C A サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のプロセスを繰り返すことで、業務や活動を継続的に改善し、目標達成を目指す管理手法です。

フィルタリング

インターネット上の有害な情報（暴力表現、性的表現、詐欺サイトなど）から青少年を守るために、それらの情報へのアクセスを制限するサービスや機能です。

府民協働防犯ステーション

防犯をはじめ、交通安全、少年非行、防災など、地域の「安心・安全」についての課題解決に取り組めるよう、交番・駐在所等を拠点として、地域の安心・安全に関わる様々な団体が警察・行政と連携し、地域の実情に応じた防犯活動等に取り組むネットワークです。京都府内のすべての交番・駐在所に設置されています。

防犯協会

犯罪の防止又は、治安の維持を目的とする事業のほか、防犯に資する活動を行っている団体（協会）等の支援のための事業を行い、犯罪のない誰もが安心・安全を享受できる地域社会づくりに寄与することを目的として活動されています。宇治市においては、宇治警察署に事務局を置く「宇治防犯協会」として活動されています。

防犯推進委員

犯罪のない安全・安心なまちづくりのために、防犯パトロール、子ども見守り活動などの自主的な防犯活動をされています。宇治市においては、宇治警察署に事務局を置く「宇治・久御山防犯推進委員連絡協議会」として活動されています。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣から委嘱され、保護観察官と協働して、対象者の社会復帰を助ける役割を担います。宇治市においては、「宇治地区保護司会」として活動されています。

ホンデリングプロジェクト

読み終えた本やDVDなどを寄贈することで、その売却代金が犯罪被害者等支援の活動資金として寄付される取組です。

民生委員・児童委員

地域住民の一員として、住民からの生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援やサービスにつなぎ、課題が解決するように寄り添う、厚生労働大臣から委員の委嘱を受けたボランティアです。宇治市においては、「宇治市民生児童委員協議会」として活動されています。

闇バイト

SNSなどを通じて募集される、高額報酬をうたいながら、実際には特殊詐欺の受け子・出し子、強盗、薬物の運搬といった犯罪行為に加担させるアルバイトのことで、知らずに加担した場合でも犯罪となる可能性があります。

ワンストップ窓口

複数の部署や機関にまたがる相談や手続きを、一か所で受け付け、担当部署への案内や必要な情報提供を行うことで、利用者の利便性を高める窓口のことで、

8. 関係法令等

I. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進

宇治市安全・安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪の発生を未然に防止するため、市、市民及び事業者が協同して防犯に取り組み、防犯意識の高揚及び防犯の推進を図ることにより、安全で市民が安心して生活することができるまちづくりに資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、広報、啓発、環境整備その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

3 市は、市民及び事業者が実施する自主的な防犯活動に対し、必要な支援、情報提供等を行うものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して自主的な防犯活動を実施するよう努めるとともに、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、防犯のために必要な措置を講じ、その所有又は管理に係る土地、建物その他工作物を適正に管理するよう努めるとともに、第2条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯推進計画)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯の推進に関する計画（以下「防犯推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、防犯推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ次条に規定する防犯推進組織の意見を聴かなければならない。

(防犯推進組織の設置)

第6条 市長は、防犯の推進を図るため、防犯推進組織を置くものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

II. 再犯防止施策の推進

再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第四百号)

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所を言う。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。
（令四法五二・一部改正）

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

III. 犯罪被害者等に対する支援の充実

犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

宇治市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国及び京都府その他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る民間の団体その他の関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができる。

(住居の提供等)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、一時的な利用のための住居の提供等を行うことができる。

(教育活動の実施)

第9条 市は、学校等において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について児童等の理解を深めるため、道徳教育その他の教育活動を実施するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等及び犯罪被害者等の支援について市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

宇治市第5次防犯推進計画

令和8年3月

発行 宇治市

編集 宇治市総務・市民協働部総務課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話 0774-20-8700 FAX 0774-20-8778